00523 1 昭和37年2月1日 木曜日 鳥 取 県 公 報(号外)第6号 例をここに公布する。 鳥取県条例第一号 ◇条例 特別職の職員の給与に関する条例の 昭和三十七年二月一日 改正する条例 特別職の職員の給与に関する条例の 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改 例職員の給与に関する条例の 正する条例 条 鳥取県知事

例

\_\_\_

石

破

朗

委

員

11

一部を

監査委員

給料

11

五.

000円 000円 000円 000円 000円 000円 000円 000円

弋

// "

九 弋

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可保護火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)

別

与 七五、

Ø

額

部を改正する条 副知 委 選挙管理委員会の 員 教育委員会の委員 出 議 職 会 Ø 議 納知 員 委員長 委員 委員長 副議長 議 議 名 長 事 事 員 長 名給 与 称の 報酬 報酬 給料 " 11 11 11 11 " 月額 " 11 11 11 " 11 " " 給

<u>\_</u>

000円

六五、 古〇、

OOO円 000円 000円

八〇、 九五、

七、 八八、

九

一部を改正する条

月鳥取県条例第五十七号)の 別表を次のように改める。 特別職の職員の給与に関する条例 一部を次のように改正する。 (昭和二十七年十二 (第3種郵便) 物 認 可

例第三号)の一部を次のように改正する。

職員の給与に関する条例

(昭和二十六年二月鳥取県条

١

選

例 の 部を改正する条例をここ

から施行

昭和三十七年

一月

事 石 破

る条例の 部を改正する条例

						i
職員の給与に関する	〃 一、〇〇〇円以内	"	長	分会	查	審
鳥取県条例第二号	/ 一、〇〇〇円以内	"	長	分会	举	選
鳥取県知事	一、〇〇〇円以内	"	長	挙	225	選
昭和三十七年二月一日	一、二〇〇円以内	"	他これ	に類する構成員 附属機関の委員その他これ	類け機関	v~ 14.
に公布する。	一日につき	"	員	委	門	專
職員の給与に関する条例	/ 一七、〇〇〇円	"	委員	公安委員会の委員	金安委員	7.
	〃 一八、〇〇〇円	"	委員長			
一日から選用する	/ 二、〇〇〇円	"	会の委	内水面漁場管理委員会の委	水面漁	昌内
この条例は 望者の日か	月額二、〇〇〇円	"	の委員	海区漁業調整委員会の委員	区漁業	海
のを列は、25百つ日	/ 1、100円	"	委員	将用委員会の <b>委員</b>	が用委員	zli
t	つきに一、五〇〇円	"	会長			,
	/ 一四、〇〇〇円	"	のその委員	_		
票立会	〃 一七、〇〇〇円	"	委公 員益	委が働委員会の	地方労働	<b>丕</b> 姗
審查分会立会人	ル 一八、CCC円	11	会長			
		_		-		

に掲げる職に係るものにあつては採用の日から三年以 当該各号に掲げる額をこえない範囲内の額を、第一号 第七条の三第一項を次のように改める。 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には 第二号に掲げる職に係るものに あつては採用の目

とにその額を減じて、 から二年以内の期間、 で人事委員会規則で定めるもの 採用による欠員の補充が困難であると認められる職 科学抜術に関する専門的知識を必要とし、 初任給調整手当として支給する。 採用の日から一年を経過するご 月額二千五百円 かつ、

木曜日 鳥 取 県 公 報 (号外) 第6号

第十条第二項ただし書中 「六百円」 を

昭和37年2月1日

0

月額千円

ると認められるもので人事委員会規則で

定

80

る

前号の職以外の職で専門的知識を必要とし、

か

採用による欠員の補充について特別の事情があ

に、 「百円」 を「二百円」

に改め、 同条第三項中 「七百五十円」 百百

> 円 を 「二百円」に改める

別表第一から別表第五までを次のように改める。 十五」に、「百分の百五十」を「百分の百七十」に改める。 第十六条の四第二項中 「百分の七十五」を「百分の

九

训

人 人 者 17 " " " " " " 11 11 11 11 き日 K 11100円 11100円 图 〇 〇 巨 IIIOO円 1100円 11100円

邛 管 会 立 会 理 会

選開投 票 票

挙 挙 分 管

者 11 11

理

四〇〇円

人事委員会の委員

(第3種郵便) 物 認 可

昭和37年2月1日 木曜日 鳥 取 県 公 報 (号外) 第6号

別表第二 公 安 職 給 料 表

		公 女 職	; 紿 科 表	<b>~</b> .	
職務の等級	1 等級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1 2 3 4 5 6 7 8 9	31,200 32,800 34,400 36,000 37,600 39,200 40,800 42,600 44,400 46,200	20,900 22,200 23,600 25,000 26,400 27,800 29,200 30,600 32,200 33,800	15, 200 16, 300 17, 400 18, 500 19, 700 20, 900 22, 100 23, 300 24, 500 25, 700	12, 200 13, 200 14, 200 15, 200 16, 300 17, 400 18, 500 19, 600 20, 700 21, 800	
11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30	48,000 49,800 51,600 53,200 54,700 56,000 57,100	35, 400 37, 000 38, 600 39, 900 40, 800 41, 700 42, 400 43, 100 43, 800 44, 500 45, 200	26, 900 28, 100 29, 400 30, 600 31, 800 33, 000 34, 000 35, 000 36, 000 37, 000 38, 000 39, 600 40, 300 41, 700	22, 900 24, 000 25, 200 26, 400 27, 600 28, 800 30, 000 31, 200 32, 200 34, 100 34, 900 35, 700 36, 500 37, 200 37, 900 38, 600 39, 300	18,500 19,600 20,700 21,800 22,900 24,000 25,200 26,400 27,500 28,600 30,600 31,500 32,400 33,100 33,800 34,500 35,200 35,800 36,400 37,000

昭和37年2月1日 木曜日 鳥 取 県 公 報 (号外) 第6号 (物 認 可)

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第一 行 政 職 給 料 表

職務の 等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等 級
号給	給料月額	給料月額	—————————————————————————————————————	給料月額	給料月額	給料月額
1	円 41,500	円 28 <b>,</b> 000	円 20 <b>,</b> 800	円 16,200	円 13,200	円 9 <b>,</b> 100
2	43,900	29,600	22,200	17,300	14,200	9,500
3	46,300	31,200	23,600	18,400	15,200	9,900
4	48,700	32,800	25,000	19,600	16,200	10,300
5	51,100	34,400	26,400	20,800	17,200	10,700
6	53,600	36,000	27,800	22,000	18,300	11,400
7	56,200	37,600	29,200	23,200	19,400	12,300
8	58,700	39,200	30,600	24,400	20,500	13,200
9	61,200	40,800	32,000	25,600	21,600	14,100
10	63,700	42,600	33,400	26,800	22,700	15,000
11.	65,700	44,400	34,800	28,000	23,800	15,900
12	67,700	46,200	36,100	29,300	24,900	16,800
13	69,500	48,000	37,200	30,300	25,900	17,700
14	71,000	49,800	38,100	31,300	26,800	18,300
15		51,600	39,000	32,100	27,500	18,900
16		53,200	39,700	32,900	28,200	19,500
17		54,700	40,400	33,600	28,800	20,000
18		56,000	41,100	34,300	29,400	20,500
19		57,100	41,800	35,000		
<u> </u>						

備考 ての表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用 する。

00529 (第3種郵便) 物 認 可) 昭和37年2月1日 木曜日 鳥 取 県 公 報 (号外) 第6号

## 口 教育職給料表 口

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれに準ずるもので人事委 員会規則で定めるものに勤務する校長、園長、教諭、養護教諭、助 教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適 用する。

昭和37年2月1日 木曜日 鳥取県公報(号外)第6号 (第3種郵便)物 認可)

別表第三

3

教育職給料表

イ 教育職給料表 日

	職務の 等級	1	<b></b>	÷	級	2	<b>4</b>	争	級	3		等		級
	号給	給	料	月	額	給	料	月	額	給	料		月	額
	1 2 3 4 5	en e		2 2 2	円 34,500 36,200 37,900 39,600 11,300		•.		円 14,700 15,700 16,700 17,800 18,900				10, 10, 11,	7900 ,300 ,700 ,400 ,200
	6 7 8 9 10	*	•	. 4 4 4	13,000 15,000 17,000 19,000 51,000			4	20,000 21,300 22,600 23,900 25,200				14. 15. 16.	,100 ,100 ,200 ,300 ,400
	11 12 13 14 15			נטנטנט	53,000 55,000 57,000 59,000 61,000			4	26,500 27,800 29,100 30,400 31,700		.*		19, 20, 22,	,500 ,700 ,900 ,100 ,300
	16 17 18 19 20			· 6	63,000 65,000 66,700 68,300 69,700				33,100 34,500 35,900 37,300 38,700				25 26 27	,500 ,600 ,700 ,800 ,900
	21 22 23 24 25	¥		7	71,100 72,300 73,500			·	40,100 41,500 43,200 44,900 46,600				31 31 32	,000 ,000 ,900 ,700 ,500
	26 27 28 29 30		•						48,300 50,100 51,900 53,700 55,500				34 35 36	,300 ,900 ,500 ,100 ,700
	31 32 33 34 35	÷ .					•		56,800 58,100 59,400 60,500 61,600				37	,300
	36								62,700					
ĺ														

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## 別表第五

医療職給料表

イ 医療職給料表 一

∖職務の	1								1 .				1		
等級	1	4	争	級	2	- ≨	等	級	3	4	争	級	4	4	等 級
号給	給	料	月	額	給	料	月	額	給	料	月	額	給	料	月額
1 2 3 4 5			58, 60, 63,	円 600 100 600 100 600			41, 43, 46,	円 200 500 800 100 400			29, 31, 33,	円 800 700 600 500 400			17,100 18,300 19,600 20,900 22,500
6 7 8 9 10			70, 73, 75,	100 600 100 600 100			53 <b>,</b> 55 <b>,</b>	800 200 600 000 400			39, 41, 43,	300 200 100 000 900			24,100 25,700 27,300 28,900 30,500
11 12 13 14 15			82,	100 100 800 500 000			62, 65, 66, 68, 70,	200 900 600		٠	48 <b>,</b> 50 <b>,</b>	800 700 600 500 400			32,100 33,700 35,300 36,900 38,500
16 17 18 19 20			88,	500			71, 73, 74, 75,	000   300			55, 57, 58, 60, 61,	400 700 000			40,100 41,700 43,300 44,900 46,500
21 22 23 24 25					: :		•				62, 63, 64,	600			47,900 49,300 50,600 51,800 52,800
26	w														53,800

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第四 研究職給料表

職務の等級	1	. 4	争	級	2	4	争	級	3	<b>4</b>	争	級	4	4	等	級
号給	給	料	月	額	給	料	月	額	給	料	月	額	給	料	月	額
1 .2 3 4 5			39, 41, 43,	円 900 80G 700 600 500			24, 25, 27,	900 400 900 400 400 900			14, 15, 17,	円 500 600 800 000 300			10,7 11,5 12,5 13,5 14,6	500 500 500
6 7 8 9 10			49, 52, 55,	400 700 000 100 200			31, 33, 34,	400 900 400 900 400			20, 22, 23,	600 900 200 500 800			15,7 16,9 18,1 19,3 20,5	700 100 300
11 12 13 14 15			64, 67, 70,	300 400 500 600 700			39, 40, 42,	900 400 900 400 900			27, 29, 30,	200 600 000 400 800			21,7 22,9 24,1 25,4 26,7	700 100 100
16 17 18 19 20			79, 82, 83,	800 400 000 900 500			46, 48, 49,	400 900 400 800 200			34, 36, 37,	200 600 000 400 800			28,0 29,3 30,6 31,6 32,6	300 300 300
21 22 23 24 25			87, 88,	000 500			54, 55, 56,	600 000 200 400 600			41, 42,	800   000			33, 6 34, 6 35, 6 36, 5 37, 3	600 600 500
26 27 28 29 30				-			58 <b>,</b> 59 <b>,</b>	600 600			46, 47, 48, 48, 49,	100 000 900			38,1 38,9 39,6 40,3	200 300

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに 勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員 会規則で定めるものに適用する。

CV

## ハ 医療職給料表 🗐

職務の 等級	1	等		級	2	领	÷	級	3	é	争	級	4	é	争	級
号給	給	料	月	額	給	料	月	額	給	料	月	額	給.	料	月	額
1 2 3 4 5		2	24,5 25,6 27,3 28,7	900 300 700			18, 19, 20, 21, 23,	600 900			12, 13, 14, 15, 16,	400 300 200			10, 11, 11,	900 500 100 700 500
6 7 8 9 10			31,5 32,6 34,5 35,7	900 300 700			24, 25, 27, 28, 29,	800 100 400			17, 18, 19, 20, 21,	200 200 200			14, 15, 16,	300 200 100 000 900
11 12 13 14 15		. 2	38,3 39,6 40,9 12,2	600 900 200			31, 32, 33, 34, 35,	300 400 500			22, 23, 24, 24, 25,	200 100 900		ſ,	17, 18, 19, 19, 20,	200 900
16 17 18 19 20	-	2 2 2	14, 6 15, 8 16, 8 17, 6 18, 8	800 700 600			36, 36, 37, 38, 38,	800 500 200			26, 27, 27, 28, 28,	100 700 : 300			21, 22,	000 500 000 500
21 22 23 24		0	19, 3 50, 9 50, 9	100 900	•		39, 40, 40, 41,	300 900			29 <b>,</b>	500				
							-1			:						•

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する保健婦、助産婦、 看護婦、准看護婦その他の職員で人事委員会規則で定めるもの に適用する。

口 医療職給料表 🗀

職務の 等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1 2 3 4 5	79, 32,300 34,200 36,100 38,000 39,800	円 18,100 19,500 20,900 22,300 23,700	円 13,200 14,100 15,100 16,100 17,100	円 10,700 11,400 12,300 13,200 14,100	円 9,500 9,900 10,300 10,700 11,400
6 7 8 9 10	41,600 43,400 45,200 47,000 48,800	25,100 26,500 27,900 29,300 30,700	18,100 19,300 20,500 21,700 22,900	15,100 16,100 17,100 18,100 19,100	12,300 . 13,200 . 14,100 . 14,800 . 15,400
11 12 13 14 15	50,500 51,900 53,200 54,300 55,400	32,100 33,500 34,900 36,300 37,500	24,100 25,300 26,500 27,700 28,900	20,100 21,200 22,300 23,400 24,500	16,000 16,600 17,100
16 17 18 19	56,500	38,600 39,700 40,600 41,500 42,300	30,000 31,000 31,800 32,600 33,400	25,500 26,400 27,300 27,900 28,500	
21 22 23 24 25		43,100	34,200 35,000 35,700 36,400 37,100	29,100 29,700 30,300	

備考 この表は、病院、診療所、保健所、家畜保健衛生所等に勤務す る薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるもの に適用する。

hy

鳥取県公報(号外)第6号

十四月」とあるのは「二十七月」と、

同条第八項ただし書中「二

「十八月」

公布の日から施行し、 ただし、第七条の三の改正規定日から施行し、昭和三十六年十 切替日の前日において改正前の条例の規定に 行政職給料表を適用するものとし、 るところによる。 における職務の等級及び号給は、 職務の等級が五等級の職員については、

人事委員会の定め その者の切替日

より

1

(施行期日)

則

切替日の前日に

おいて改正前の条例

の規定に

ょ

切替日以降

は、

3

2 ところによる。 用を受ける職員の切替については、 の前日において改正前の職員の給与に関する条例 「条例 昭和三十六年十月一日(以下 」という。) の規定により研究職給料表の適 「切替日」という。 次の各号に掲げる 议

給に対応する附則別表に掲げる号給とする。 おいて改正前の条例の規定によりその者が受ける号 前の条例の規定によりその者が属する職務の等級と における職務の等級は、 職務の等級が一等級から四等級までの職員の切替日 切替日の前日において改正前の条例の規定により その者の切替日における号給は切替日の前日に 切替日の前日において改正

昭和37年2月1日

(給料の切替え及び切替えに伴う措置) 月一日から適用する。 この条例は、 昭和三十七年四月一日から施行する。

事委員会の定めるところによる。 受ける職員の切替日における号給又は給料月額 務の等級の最高の号給若しくは最高の号給をこえる給 料月額又は職務の等級の一 前二項の規定により切替日における号給又は給料月 号給に達しない給料月額を

は、

人

- 給又は給料月額を受ける期間に通算する。 額を決定される職員で人事委員会が定めるものに対す 間を前二項の規定により決定される切替日 る切替日以降における最初の条例第四条第六項及び第 八項の規定の適用については、人事委員会が定める期 における骨
- 教育職給料表口の適用を受ける職員で、 昭 和三十五

5 年九月三十日において教育職給料表日の二等級の二十

とあるのは「十五月」と、 項の規定の適用については、 対するこの条例(附則第一項ただし書に係る部分を除 号給から三十 以下同じ。 以降における最初の条例第四条第六項及び第八 )の施行の日 一号給までの号給を受けていたもの 同条第六項中「十二月」 (以下 「施行 旦 と 75 17

(第3種郵便) 物 認 可)

6 るのは「二十一月」とする。 昭和三十二年三月三十一日に おいて職員の給与に関

二年改正条例」という。 取県条例第三十六号。 する条例の一部を改正する条例 以下この項において「昭和三十 )による改正前の条例の規定 (昭和三十二年十月鳥

木曜日

等教育職員給料表の適用を受ける職員として在職し、 口の適用を受ける職員として在職した者で、 一日から施行日までの間に学校教育法 による高等学校等教育職員給料表又は中学校、 き続き施行日まで教育職給料表日又は教育職給料表 (昭和二十二年 同年四月 小学校

> なわない。 を短縮された職員については、 給以上上位の号給に調整された職員又はその昇給期間 月一日以後学士等となつたことによりその号給を一号 十四項の規定の適用を受けた職員及び昭和三十二年四 下この項において「昇給期間」という。 委員会の定めるところにより、 降における最初又はその次の条例第四条第六項又は第 ころにより、 ことができる。 い範囲内で同条第六項又は第八項に規定する期間 八項の規定の適用については、 きる者又は学位 「学士等」という。)となつたものに対する施行日以 その昇給期間の短縮の全部又は一部 ただし、 を授与され 昭和三十二年改正条例附則第 た者 通じて十二月をこえな 人事委員会の定めると 予算の範囲内で、 (以下この項にお )を短縮する を行 人事 议 75 って

員でその属する職務の等級又はその受ける号給に ける職員となつた者、 の条例の規定によ 切替日以後施行日の前日までの間において、 5 研究職給料表の適用を受ける職 新たに研究職給料表の適用を受 改正前 つい

13 昭和37年2月1日

法律第二十六号)

の規定に

より学士と称することが

**`** 

ĤΨ

(第3種郵便) 物 認 可)

ける職務の等級の最高の号給若しくは最高の号給を こえる給料月額を受けることとなつたもの又はその受

える給料月額に

ついて異動のあつたも

のの改正後の

日における職務

Ø 条 ے 14

て異動

のあ

つたも

の及びこ

れら

の職

以外の

ができる

たに職務の等級の最高の号給若

し

ζ

は最高

同の号給を 職員で、

9

(第3種郵便) 物 認 可

の内払売に基

附則別表

研究職給料表の適用を受 ける職員の号給の切替表

切替日の前日において その属する職務の等級 が2等級である者

切替日の前日において その属する職務の等級 が1等級である者

は11年日 ランチャンス

切ねたる	月の いて 給	前日受け	切替る号	月に:	おけ		切料にあり	日の いて 給	前日 受け	
1	号	給	4	号	給		1	号	給	
2	号	給	5	号	給		2	号	給	
- 3	号	給	6	号	給		3	号	給	
- 4	号	給	7	号	給		4	号	給	
5	号	給	8	号	給		5	号	給	
6	号	給	9	号	給		6	号	給	
7	号	給	10	号	給		7	号	給	
8	号	給	11	号	給		8	号	紿	
9	号	給	12	号	給		9	号	紿	
10	号	給	13	号	紿		10	号	給	
11	号	給	14	号。	給		11	号	給	
12	号	給	15	号	紿		12	号	給	
13	号	給	16	号	紿		13	号	給	
14	号	給	17	号	給		14	号	紿	
15	号	紿	18	号	給		15	号	給	
16	号	給	19	号	給		16	号	給	
17	号	給	20	号	紿	į	<u> </u>			_
18	号	給	21	号	給					
19	号	給	22	号	給					
20	号	給	23	号	給					
21	号	給	24	号	給					
22	号	給	25	号	給					
23	号	給	26	号	給					

にあた	らいて	受け	切替る号	お給	おけ
1	号	給	1	号	.給
2	号	給	2	号	給
3	号	給	3	号	紿
4	号	給	4	号	紿
5	号	給	5	号	紿
6	号	給	6	号	給
7	号	給	7	号	紿
8	号	給	8	号	給
9	号	給	9	号	紿
10	号	給	10	号	紿
11	号	給	11	号。	給
12	号	給	11	号	給
13	号	給	12	号	給
14	号	給	13	号	給
15	. 号	給	13	号	給
16	号	給	14	号	紿

Aとみなす。 いわれた給与 をづいて切替 は目 、か 改正後 の日 条の 人事委員会の定めるところにより支与と前項に規定するすでに支払われる改正後の条例の規定により職員に13 切替日から施行日の属する月の末 ラ支給する。 なれた給与 で表出われた。 で表出われた。 とのの期 差額は、別間に係

昭和37年2月1日 鳥 取 県 公 報 (号外) 第6号 木曜日 8 の条例 員会の定めるところ 員との権衡上必要と認められる限度において、 給料月額を受けることとなる期間につ る号給若しくは給料月額に異動 員となつた者及びその属する職務の等級又はその受け とてろによる。 月額を受けることとなる期間は、 等級又は号給若しくは給料月額及び当該号給又は給 の条例の規定による当該適用又は異動の日 0 の等級又は号給若しく 切替日以後施行日 規定による当該適用又は異動の の規定により、 1 の前日までの により、 新たに給料表の適用 は給料月額及び当該号級又は

ては、

他の職

人事委

のあ

つた職員の改正後

における職

間に

. お

3

て、

改

正 前

を受ける職

人事委員会の定め

必要な調整を行なうこと

MA

1 /

項は、 条例 めら 改正前の条例の適用により職員が属 され 前の条例及びこれに基づく人事委員会規則に従つて定 級及びその者が受けてい にお ができる 合との権衡上必要と認められる限度にお 受けることとなる期間 員会の定めるところにより、 附則第二項から前項までの規定の適用 附則第二項から前項までに定めるも れ の施行に伴う職員の給料 ることとなる期間を含む。 いて職務の等級を異にして異動し たものでなければならない。 人事委員会が定め (附則第四項の た号給又は給料月額は、 0 必要な調整を行 切替えに してい 0 いては、 Ō たも 規定により通算 関 いて、 0 17 た職務 ほ つ Ō し か、 ځ 必要な事 ८ऽ 13 7 切替日 う 人事委 した場 改正 の等 ح ع ح は、 0

おける号給又は給料月額及び当該号給又は給料月額を おいて職務の等級を異にして異動し 昭和三十五年十月 日日 以後切替日 た職員の の前日までの 切替 日に 間 12

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発 行 日

火

金

印 発

ニ 切替日の前日において ハ 切替日の前日において その属する職務の等級 が 4 等級である者

その属する職務の等級 が3等級である者

	日のにいた		切替 る号	日に紹	おけ			日の配いてき		切替る号	日に治	おけ
1	号	給	4	号	給		1	号	給	3	号	給
2	号	紿	5	号	給		2	号	給	4	号	給
3	号	給	6	号	給		3	号	給	5	号	紿
4	号	給	7	号	給		4	号	給	6	号	給
5	号	給	8	号	紿		5	号	給	7	号	給
6	号	給	9	号	紿		6	号	給	8	号	給
7	号	給	10	号	給		7	号	給	9	号	給
8	号	給	11	号	給		8	号	給	10	号	紿
9	号	給	12	号	給		9	号	給	11	号	号
10	号	給	13	号	給		10	号	給	12	号	給
11	号	給	14	号	給		11	号	給	13	号	給
12	号	給	15	号	給		12	号	給	14	号	給
13	号	給	16	号	紿		13	号	給	15	号	給
14	号	給	17	号	給		14	号	給	16	号	給
15	号	給	18	号	給		15	号	給	17	号	給
16	号	給	19	号	給		16	号	給	18	号	給
17	号	給	20	号	給		17	号	給	19	号	給
18	号	給	21	号	給		18	号	給	20	号	給
19	号	給	22	号	給		19	号	給	21	号	給
20	号	給	23	号	給		20	号	給	22	号	給
21	一号	給	24	号	給		21	号	給	23	号	給
22	号	給	25	号	給		22	号	給	24	号	給
23	号	給	26	号	給		23	号	給	25	号	給
24	号	給	27	号	給	l	24	号	給	26	-号	給
25	号	給	28	号	給		25	号	給	27	号	給
						ŀ	26	号	給	28	号	給
							27	号	給	29	号	給
							<u></u>			l .		<del></del>

、刷 行、 定 严 一部月極一一〇円(配送料共))鳥、取県鳥、取市栗谷町刷。鳥、取市栗谷町刷。鳥、東市栗谷町刷。鳥、東県県東市東町一丁目 」所 県